

# 産業建設常任委員会

日時 令和6年8月6日（火）午前11時00分～  
場所 全員協議会室

---

## 1 開議

## 2 行政報告

【まちづくり推進部】

- （1）「亀岡市宅地開発等に関する条例及び亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に係る基準の改正について
- （2）空家対策に係る条例等改正について
- （3）亀岡運動公園プールの釣り針による事故について

## 3 その他

# 産業建設常任委員会

## 宅地開発条例及び開発許可条例の 運用基準の改正について (集合住宅の駐車場に関する規定)

令和6年8月6日（火）

まちづくり推進部 都市計画課

## 1. 改正案対照表

改正案の概要	現行	改正後
<p>条例基準に記載の駐車場（集合住宅）の確保率について</p>	<p>P30 13 駐車場の確保(集合住宅)</p> <p>1) 集合住宅を計画する際は、その敷地内に以下の基準に基づき駐車場を設置しなければならない。</p> <p>ア) 単身者用 計画戸数×70%以上 イ) 世帯用 計画戸数以上</p> <p>※単身者用…居室が1つ(原則として、1K又は1DK)</p> <p>※学生マンション、福祉系施設(老人ホーム等)などの態様から、自家用自動車の保有が一般的に少ないと考えられるものについては、当基準は適用せず、別途協議を行う。</p> <p>2) 敷地の形状等から敷地内において上記の台数を確保することが困難で、やむを得ないと認められる場合は、不足分については次の条件のもと、敷地外で駐車場を確保することを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外駐車場は計画地から半径500m以内の場所であること。</li> <li>・敷地外駐車場の契約の写し(駐車場管理者、土地所有者の承諾書でも可)を提出すること。</li> </ul>	<p>P30 13 駐車場の確保(集合住宅)</p> <p>1) 集合住宅を計画する際は、その敷地内に以下の基準に基づき駐車場を設置しなければならない。</p> <p>ア) 単身者用 計画戸数×70%以上 イ) 世帯用 計画戸数以上</p> <p>※単身者用…居室が1つ(原則として、1K又は1DK)</p> <p>※学生マンション、福祉系施設(老人ホーム等)などの態様から、自家用自動車の保有が一般的に少ないと考えられるものについては、当基準は適用せず、別途協議を行う。</p> <p>※JR 駅周辺の指定区域(市街化調整区域を除く)に敷地が含まれる場合については下記のとおり取り扱う。</p> <p>ア) 単身者用 計画戸数×35%以上 イ) 世帯用 計画戸数×50%以上</p> <p>なお、指定区域は別図のとおりとし、指定区域に敷地の一部が含まれる場合は、上記と同様に取り扱う。</p> <p>2) 敷地の形状等から敷地内において上記の台数を確保することが困難で、やむを得ないと認められる場合は、不足分については次の条件のもと、敷地外で駐車場を確保することを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外駐車場は計画地から半径500m以内の場所であること。</li> <li>・敷地外駐車場の契約の写し(駐車場管理者、土地所有者の承諾書でも可)を提出すること。</li> </ul>

## ※運用時の補足事項について

- ※(1) 敷地の一部に指定区域が入っている場合の取り扱い：全てが入っているものとみなして、軽減倍率の対象とする。
- ※(2) 小数点以下の取り扱い：切り上げ。
- ※(3) 現行緩和規定(13-2)の敷地外駐車場の取り扱い：変更なし。
- ※(4) 学生用アパートや福祉系施設の取り扱い：変更なし。引続き、個別協議とする。

亀岡市宅地開発等に関する条例及び

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に

係る基準(抜粋)

(Ver.1.3)

令和 5 年4月

## 12 その他公共の用に供する施設

大規模な住宅開発を行う場合は必要に応じ、以下の公共の用に供する施設配置について、関係機関、関係官公署と協議しなければならない。

- (1)教育施設
- (2)保健医療施設
- (3)購買施設
- (4)交通施設
- (5)交番
- (6)公民館
- (7)文化施設、駐車場
- (8)その他市長が必要と認める施設

## 13 駐車場の確保(集合住宅)

1)集合住宅を計画する際は、その敷地内に以下の基準に基づき駐車場を設置しなければならない。

### (1)設置台数

ア)単身者用 計画戸数×70%以上

イ)世帯用 計画戸数以上

※単身者用…居室が1つ(原則として、1K 又は1DK)

※学生マンション、福祉系施設(老人ホーム等)などの態様から、自家用自動車の保有が一般的に少ないと考えられるものについては、当基準は適用せず、別途協議を行う。

2)敷地の形状等から敷地内において上記の台数を確保することが困難で、やむを得ないと認められる場合は、不足分については次の条件のもと、敷地外で駐車場を確保することを認める。

・敷地外駐車場は計画地から半径500m以内の場所であること。

・敷地外駐車場の契約の写し(駐車場管理者、土地所有者の承諾書でも可)を提出すること。

3)乗入れ口は原則1箇所とし、その間口は4mまでとする。その場合、乗入れ部分の道路側溝は横断用構造を原則とする。

4)駐車場の配置については、他の自動車を動かさずに出し入れ出来る配置計画であることとする。

## 14 その他

宅地開発条例に定められていない事項については、別途協議を行う。

各公共施設の境界には土地境界プレートを設置すること。

## 12 その他公共の用に供する施設

大規模な住宅開発を行う場合は必要に応じ、以下の公共の用に供する施設配置について、関係機関、関係官公署と協議しなければならない。

- (1)教育施設
- (2)保健医療施設
- (3)購買施設
- (4)交通施設
- (5)交番
- (6)公民館
- (7)文化施設、駐車場
- (8)その他市長が必要と認める施設

## 13 駐車場の確保(集合住宅)

1)集合住宅を計画する際は、その敷地内に以下の基準に基づき駐車場を設置しなければならない。

### (1)設置台数

ア)単身者用 計画戸数×70%以上

イ)世帯用 計画戸数以上

※単身者用…居室が1つ(原則として、1K 又は1DK)

※学生マンション、福祉系施設(老人ホーム等)などの態様から、自家用自動車の保有が一般的に少ないと考えられるものについては、当基準は適用せず、別途協議を行う。

※JR 駅周辺の指定区域(市街化調整区域を除く)に敷地が含まれる場合については下記のとおり取り扱う。

ア)単身者用 計画戸数×35%以上

イ)世帯用 計画戸数×50%以上

なお、指定区域は別図のとおりとし、指定区域に敷地の一部が含まれる場合は、上記と同様に取り扱う。

2)敷地の形状等から敷地内において上記の台数を確保することが困難で、やむを得ないと認められる場合は、不足分については次の条件のもと、敷地外で駐車場を確保することを認める。

・敷地外駐車場は計画地から半径500m以内の場所であること。

・敷地外駐車場の契約の写し(駐車場管理者、土地所有者の承諾書でも可)を提出すること。

3)乗入れ口は原則1箇所とし、その間口は4mまでとする。その場合、乗入れ部分の道路側溝は横断用構造を原則とする。

4)駐車場の配置については、他の自動車を動かさずに出し入れ出来る配置計画であることとする。

## 14 その他

宅地開発条例に定められていない事項については、別途協議を行う。

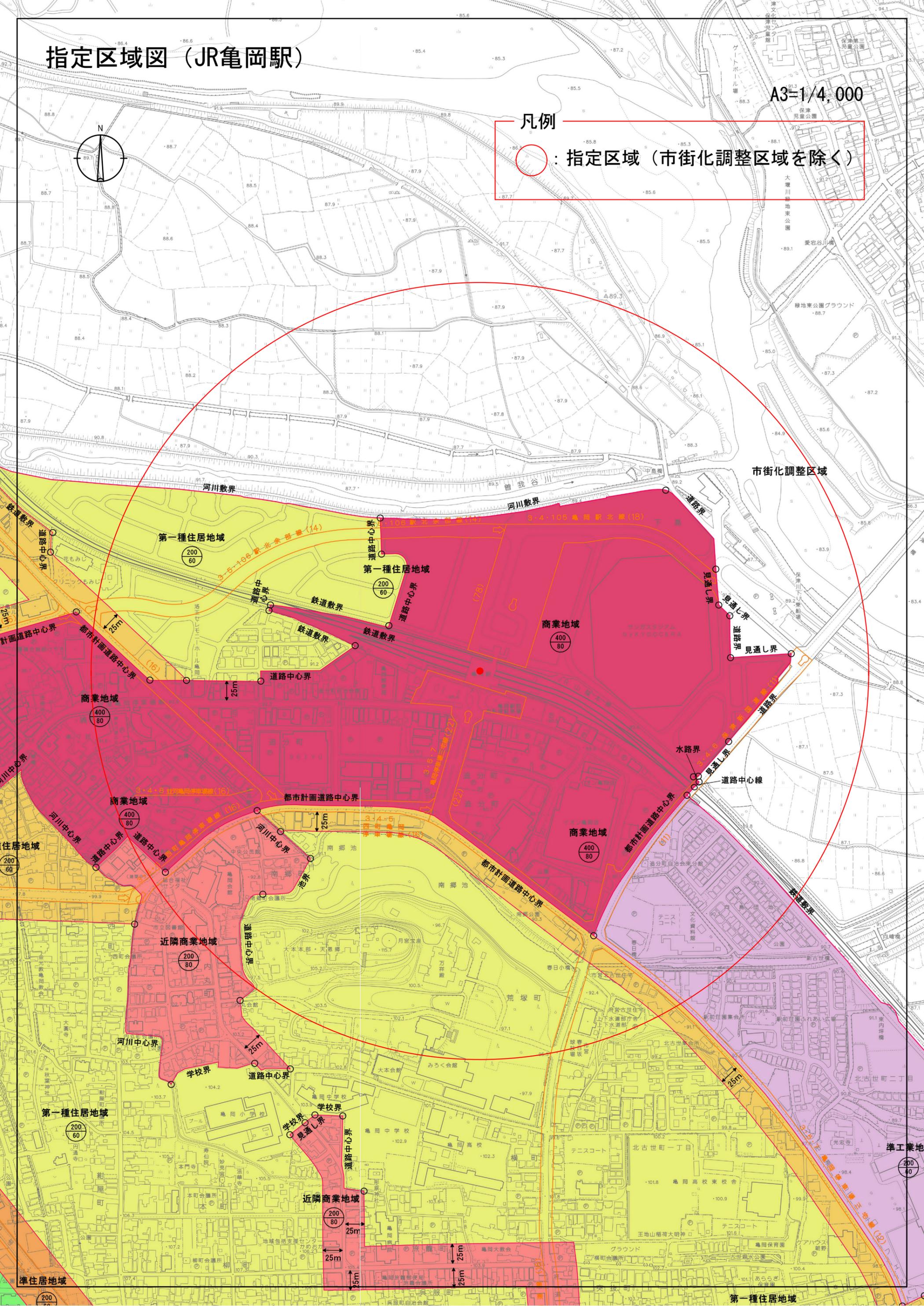
各公共施設の境界には土地境界プレートを設置すること。

# 指定区域図 (JR亀岡駅)

A3=1/4,000

凡例

○ : 指定区域 (市街化調整区域を除く)

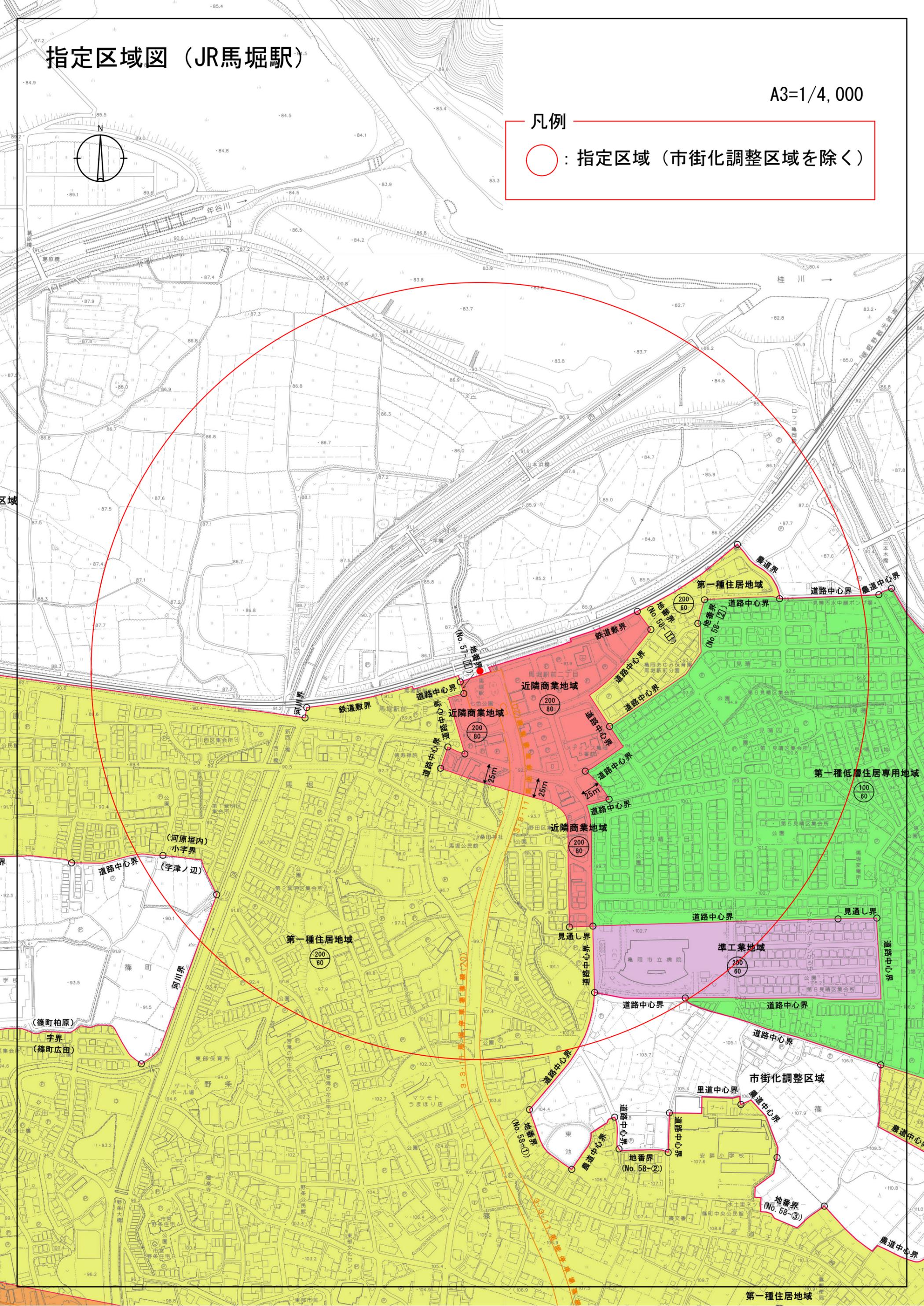


# 指定区域図 (JR馬堀駅)

A3=1/4,000

凡例

○：指定区域 (市街化調整区域を除く)



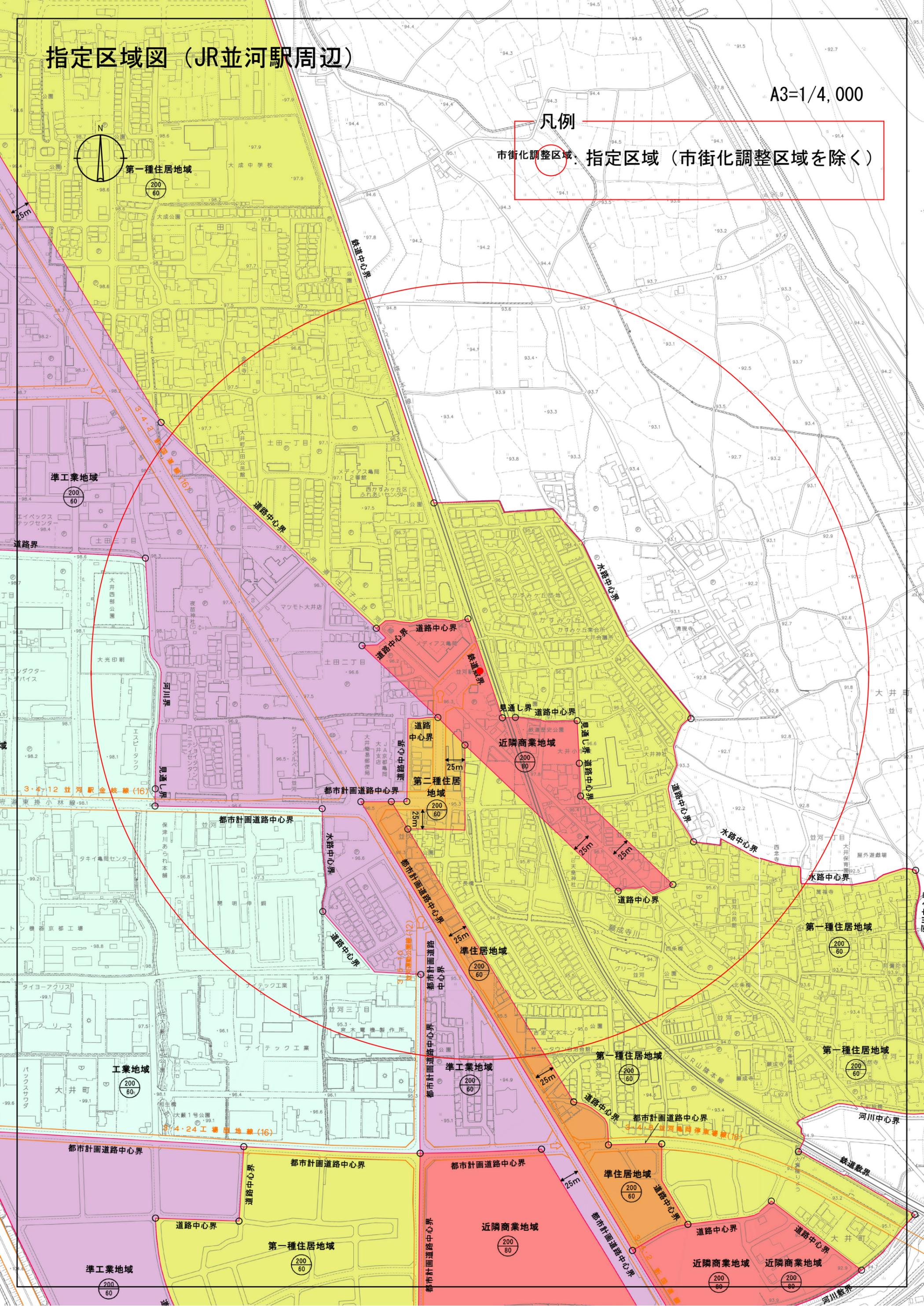
第一種住居地域

# 指定区域図 (JR並河駅周辺)

A3=1/4,000

## 凡例

市街化調整区域: 指定区域 (市街化調整区域を除く)

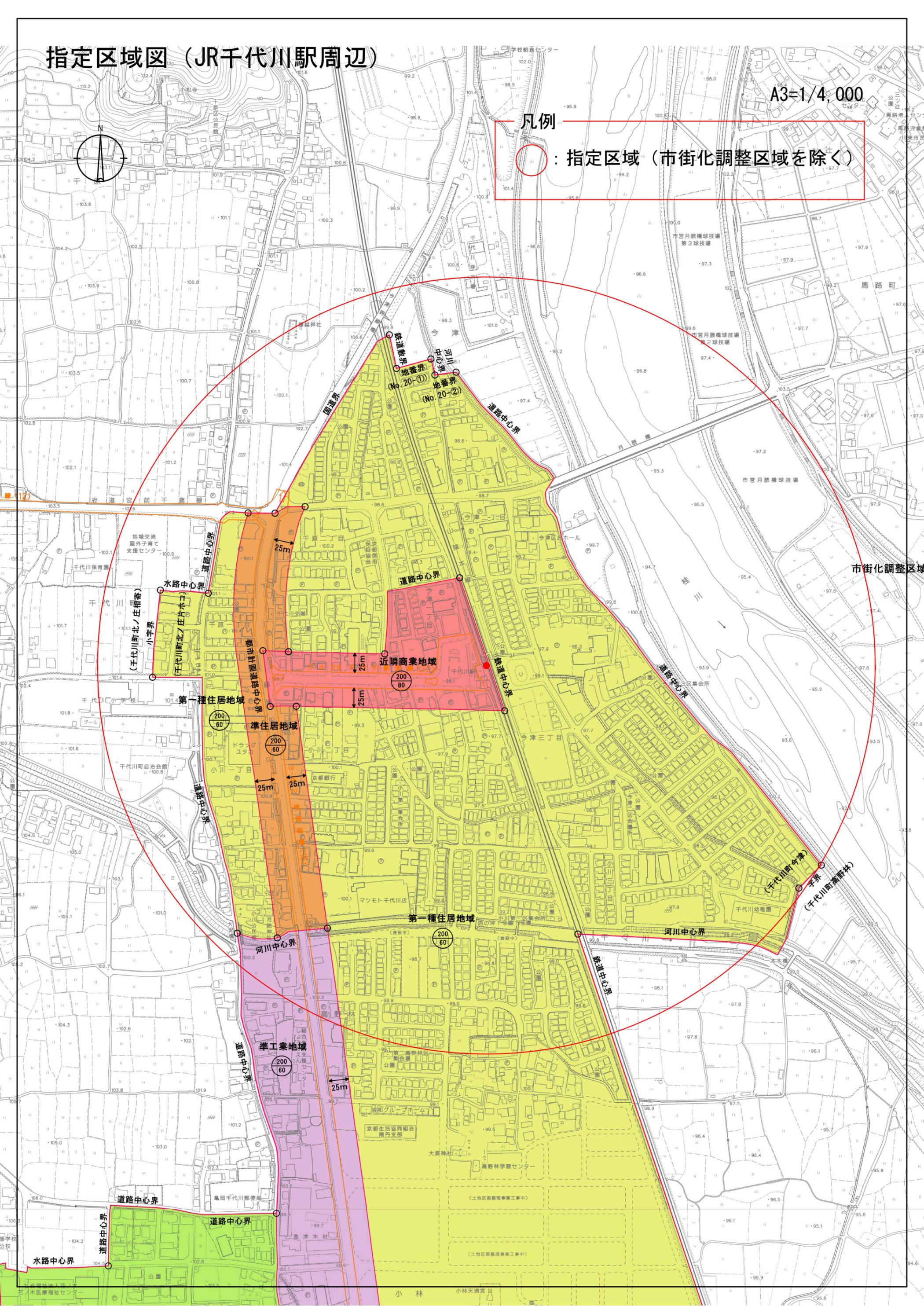


# 指定区域図 (JR千代川駅周辺)

A3=1/4,000

凡例

○ : 指定区域 (市街化調整区域を除く)



○亀岡市宅地開発等に関する条例

平成28年12月23日

条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、本市における開発行為及び建築行為（以下「開発行為等」という。）に関して一定の手続き及び基準を定め、総合計画（本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定した基本構想及びこれに基づく計画の総体をいう。）及び亀岡市都市計画マスタープランを実現し、市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に定める開発行為をいう。
- (2) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める建築行為をいう。
- (3) 集合住宅 共同住宅及び長屋住宅をいう。
- (4) 公共施設等 道路、公園、緑地、下水道施設、広場、河川、運河、水路、上水道施設、排水施設、消防施設、ごみ置き場、集会所その他公共の用に供する施設及び駐車場をいう。
- (5) 事業者 開発行為等を実施しようとする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、本市における次の各号に掲げる開発行為等に対し適用する。

- (1) 都市計画法第29条第1項及び第2項に係る開発許可申請を要する開発行為。ただし、自己用住宅のために行うものを除く。
- (2) 計画戸数2戸以上の集合住宅を目的とする建築行為
- (3) 都市計画区域外における500平方メートル以上1ヘクタール未満の開発行為。ただし、自己用住宅のために行うものを除く。

(協議、同意及び覚書の締結)

第4条 事業者は、前条第1号及び第2号に規定する開発行為等を計画するにあたり、第5条から第18条までに定める事項について、規則で定める手続に従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。

2 事業者は、前条第3号に規定する開発行為を計画するにあたり、第5条及び第6条第1項、第7条から第13条まで、第15条及び第16条並びに第18条に定める事項について、規則で定める手続きに従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。

(法令の遵守並びに市の計画及び施策との調整)

第5条 事業者は、開発行為等の計画及び施工に当たっては、関連する各種法令の基準を遵守するとともに、市の各種計画及び施策に関する事項について、必要がある場合は関係部署と調整しなければならない。

(公共施設等の計画及び施工)

第6条 事業者は、開発行為等に必要な公共施設等の整備及び改修等について、市長が別に定める基準により、計画及び施工しなければならない。ただし、当該公共施設等について市長以外の管理者がある場合は、当該管理者の定める基準によるものとする。また、法令の許可等に係る基準が別にある場合はその基準によるものとする。

2 事業者は、道路、公園その他の施設に関する都市計画が定められているときは、その都市計画に適合するよう計画しなければならない。

(公共施設等の経費負担)

第7条 事業者は、開発行為等の規模に応じて必要となる公共施設等の施工又は設置に要する事業費を負担しなければならない。ただし、市長が事業者において単独で施工又は設置を要しないと決定した公共施設等については、その経費の一部を負担させるものとする。

2 事業者が、公共施設等を共同で施工又は設置する場合の事業費は、前項に準ずるものとする。

(公共施設等の検査)

第8条 事業者は、公共施設等を施工又は設置した場合は、市長又は市長以外の管理者がある場合は、当該管理者の検査を受けなければならない。

2 事業者は、前項の規定に基づく検査の結果、不備の箇所がある場合は、自己の負担において整備しなければならない。

(公共施設等の帰属)

第9条 事業者が開発行為等により設置した公共施設等のうち、協議により、当該公共施設等の所有権を本市に引き継ぐこととなったものについては、当該所有権は、市に帰属するものとする。

2 事業者は、規則に基づき所有権の移転等必要な手続を行わなければならない。

(公共施設等の維持管理)

第10条 事業者が管理することとなる公共施設等がある場合は、その維持管理の方法等に  
関し、文書にて市に提出しなければならない。

(事業計画の周知)

第11条 事業者は、事業区域の見やすい場所に事業計画に係る標識を設置し、周辺住民等  
に対して事業計画を周知しなければならない。

(周辺住民の意見の尊重)

第12条 事業者は、事業計画及び工事施工について開発行為等を行う敷地の周辺住民等の  
意見を十分尊重するものとし、説明会等によりあらかじめ必要な調整を図り、その経過及  
び結果等を市に報告しなければならない。

(公害等の防止)

第13条 事業者は、開発行為等により発生するおそれのある騒音、振動、水質汚濁及び出  
水等（以下「公害等」という。）を未然に防止する措置を講じなければならない。

2 事業者は、開発行為等に起因して公害等が生じ、又は生じるおそれがある場合は、事業  
を中止し、その原因の除去に努めなければならない。

3 事業者は、開発行為等に起因して生じた公害等による被害の補償について責任を負わな  
なければならない。

(コミュニティ関係)

第14条 事業者は、住宅又は集合住宅を目的とした開発行為等を行う場合は、入居予定者  
に対し、自治会への加入促進に努めなければならない。

(開発完了地の管理)

第15条 開発行為完了後売却されていない宅地区画については、事業者の責任において管  
理し、草木の伐採及び清掃を行い、不法投棄の防止、害虫の発生防止その他の良好な住環  
境の維持保全を図るものとする。

(損害の補償)

第16条 事業者は、開発行為等により生じた損害について補償の責を負わなければなら  
ない。

(報告の聴取)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し事業計画及び工事  
状況等について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に開発区域及び建築敷

地内に立ち入らせ、事業計画及び工事状況等を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第19条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づき市長が定める基準に違反した事業者に対し、開発行為等に関する工事その他の行為を停止し、又は違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第20条 市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わない場合は、当該事業者に対し意見を述べる機会を与えたうえで、氏名、勧告の内容及び当該勧告に対する事業者の対応の内容等を公表することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則において定める。

(その他)

第22条 この条例に定めのない事項については、事業者と市長が協議のうえ決定することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に廃止前の亀岡市宅地開発等に関する指導要綱、亀岡市宅地開発等に関する指導要綱技術基準に基づき協議中のもので市長が認めたものについては、なお従前の例による。

# 産業建設常任委員会

## 【行政報告】

空家対策に係る条例等改正について

資料

令和6年8月6日

まちづくり推進部 建築住宅課

# 空家等対策に係る 条例等改正について

令和6年8月6日

まちづくり推進部建築住宅課

# 背景と必要性

## 空家等特別措置法の改正 (令和5年12月13日施行)

○人口の減少により全国で空家の数が、この20年で約1.9倍に、今後も増加傾向にある

約1.9倍

約1.1倍

全 国：(1998年)182万戸👉(2018年)349万戸👉(2023年)385万戸

亀岡市：(1998年)未調査👉(2018年)2,070戸👉(2023年)2,118戸  
(推計)

# 背景と必要性

## 空家等特別措置法の改正 (令和5年12月13日施行)

- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要がある。



←窓が割れた管理  
不全な空家

緊急代執行を要する  
崩落しかけた屋根⇒



(国交省HPより)

# 空家等特別措置法の改正概要

## (1)所有者等の責務の強化

- ☞ 適切な管理に係る努力義務に加え、国や地方公共団体が実施する施策に協力する努力義務を追加

### ○空家等とは…

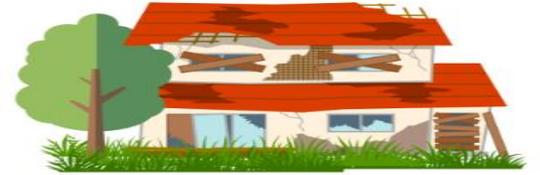
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。



「居住その他使用がなされていない」ことが「常態である」とは、**建築物等が長期にわたって使用されていない状態をいい、概ね年間を通して建築物が使用されていないことが1つの基準になる。**

# 空家等特別措置法の改正概要

特定空家



そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態

## (2) 特定空家等への対応

(国交省HPより)

- ➡ 市町村長に対し、所有者等に対する調査報告権を付与
- ➡ 「命令」の手続きを経るいとまがないときに緊急代執行ができる

### ○特定空家等とは…

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

# 空家等特別措置法の改正概要

管理不全空家



窓や壁が破損しているなど、  
管理が不十分な状態

## (3) 管理不全空家等への対応 (国交省HPより)

- ➡ 市町村長は放置すれば特定空家等になるおそれがある空家に対し、指導や勧告ができる
- ➡ 勧告を受けた管理不全空家等の敷地は、固定資産税の住宅用地特例(1 / 6)を解除

### ○管理不全空家等とは…

- ・ 適切な管理が行われていないことにより、そのまま**放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ**がある状態

# 空家等特別措置法の改正概要

## (4)所有者不明時等の略式代執行及び緊急代執行 実施における費用徴収の円滑化

改正前 所有者負担を裁判所で争う必要

- ・ 裁判所に訴訟を提起



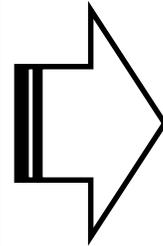
- ・ 所有者に負担させる旨の  
確定判決



- ・ 財産差押え



- ・ 公売等で換価



改正後 ~~所有者負担を裁判所で争う必要~~

- ・ 告知・督促(請求)



- ・ 財産差押え



- ・ 公売等で換価

# 空家等特別措置法の改正概要

## (5) 空家等管理活用支援法人の指定

☞ 空家等の管理や活用に取り組むNPO法人、社団法人等を指定

- ・ 所有者、活用希望者への普及啓発、情報提供
- ・ 所有者に寄り添った相談対応、委託に基づく空家管理(市町村が本人同意を得て法人に所有者情報を提供)
- ・ 委託を受けて所有者探索
- ・ 市町村に財産管理制度の利用を提案

# 空家等特別措置法の改正概要

## (6) 空家等活用促進区域の指定

☞ 空家等が存在する区域に係る用途変更や接道規制を合理化し、空家等の活用を促進するため、空家等活用区域及びその指針を定めることができる

- ・ 接道規制の合理化(建築基準法)
- ・ 用途規制の合理化(建築基準法)
- ・ 市街化調整区域内の空家の用途変更(都市計画法)

# 市空家等対策条例等の改正内容

## ○亀岡市空家等対策の推進に関する条例

(1) 「管理不全空家等の認定及び認定基準」を新設  
…第13条

(2) 「管理不全空家等の所有者等に対する措置」を新設  
…第14条

・管理不全空家等の認定基準については、「亀岡市空家等対策調整会議」にて検討を進めていく

(3) 「略式代執行」の改正…第18条

(4) 「緊急代執行」を新設…第19条

(5) その他、引用する改正後の特措法の条項のうち、改正前の特措法と相違が生じたものを是正

# 市空家等対策条例等の改正内容

## ○亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則

### (1)改正概要

- ・ 条例の改正に伴い、引用する新旧条項の相違の是正及び様式の新設

### (2)改正内容

- ・ 「管理不全空家等の認定」を新設
- ・ 「管理不全空家等に対する措置に係る様式」を新設

# 市空家等対策条例等の改正内容

## ○亀岡市空家等管理活用支援法人の指定に関する 事務取扱要綱

### (1) 制定目的

- ・ 行政手続法に則って公正な審査を行うため、  
審査基準をあらかじめ公表する

### (2) 制定概要

- ・ 支援法人として指定を受けようとする者が  
行うべき申請手続きについて規定

# 市空家等対策条例等の改正内容

## ○亀岡市空家等管理活用支援法人の指定に関する 事務取扱要綱

### (3) 制定内容

- ・ 国土交通省から出された「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」に準拠

#### ☆さらに…

- ・ 有効期間は指定の日から起算して3年間
- ・ 亀岡市内に事業所または営業所を有し、空家等の管理、活用に関する実績を有するもの

## ○亀岡市空家等対策の推進に関する条例

平成30年3月27日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を定めることにより、市民等の良好な生活環境を確保し、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う法人、自治会その他の団体若しくは個人をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 空家等の発生予防、活用及び適正管理は、安全で安心な生活環境の確保、地域コミュニティ確保の観点から、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）、市民等及び市が相互に連携を図り、協働して取り組まなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において当該空家等を適正に管理しなければならない。

2 空家等の所有者等は、空家等対策に関する取組に協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、市が推進する空家等対策に協力するとともに、地域的生活環境の保全に努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に当該空家等の情報を提供するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、所有者等による空家等の発生予防、活用の促進及び適正管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(空家等対策計画)

第7条 市は、前条に規定する施策を推進するため、**法第7条**に規定する空家等対策計画を

定めるものとする。

- 2 市は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくこれを公表するものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第8条 市は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対して、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(庁内体制の整備)

第9条 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な庁内体制を整備しなければならない。

(協議会等)

第10条 市は、空家等対策の適正な推進のため、必要に応じて法第8条第1項に規定する協議会又はこれに準ずる機関を置くことができる。

(立入調査等)

第11条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、法第9条第2項に定める立入調査等のほか、第21条の規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせることができる。ただし、当該調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 3 市長は、前項の規定により立入調査を実施しようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報の利用)

第12条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法第10条第1項の定めるところにより、市内部で利用することができる。

(管理不全空家等の認定及び認定基準)

第13条 市長は、法第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると判定した場合は、当該空家等を管理不全空家等と認定することができる。

2 市長は、管理不全空家等と認めるに当たっての基準（以下「管理不全空家等認定基準」という。）を定めるものとする。

3 市長は、管理不全空家等認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（管理不全空家等の所有者等に対する措置）

第14条 市長は、前条により認定された管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定に定めるところにより、必要な措置を講じることができる。

（特定空家等の認定及び認定基準）

第15条 市長は、第11条に規定する立入調査等を行った結果、法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると判定した場合は、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 市長は、特定空家等と認めるに当たっての基準（以下「特定空家等認定基準」という。）を定めるものとする。

3 市長は、特定空家等認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特定空家等に対する措置等）

第16条 市長は、前条により認定された特定空家等の所有者等に対し、法第22条第1項から第3項までの規定に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

（行政代執行）

第17条 市長は、法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（略式代執行）

第18条 市長は、法第22条第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて命令対象者を確知することができないとき（過失がなくて法第22条第1項の助言若しくは指導又は法第22条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため法第22条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第22条第10項の規定により、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。この場合においては、相当な期限を定めて、命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

(緊急代執行)

第19条 市長は、法第22条第11項の規定により災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

(安全代行措置)

第20条 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第22条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、市長に対し、自己の負担において当該必要な措置を代行することを依頼することができる。

2 市長は、前項の規定による依頼を受けた場合において必要があると認めるときは、同項の措置を代行することができる。

(緊急安全措置)

第21条 第13条から前条までの規定にかかわらず、市長は、適正な管理が行われていない空家等(管理不全空家等及び特定空家等を含む。)に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下「危害等」という。)が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るための必要最小限の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講じることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じるときは、当該空家等の所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、空家等の所有者等を確知することができない場合、空家等の所有者等の同意を得るいとまがない場合その他やむを得ない事由により空家等の所有者等の同意を得られない場合は、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知し、所有者等を確知することができない場合には、これを公表しなければならない。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置に要した費用の全部又は一部の納付を命ずることができる。

5 空家等の所有者等を確知することができない場合に緊急安全措置を講じた場合におい

て、後に当該空家等の所有者等を確知することができたときは、第3項の規定に基づく公表の内容をその所有者等に通知するとともに、当該措置に要した費用の全部又は一部の納付を命ずることができる。

(関係機関等との連携)

第22条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、空家等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

(民事による解決との関係)

第23条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空家等の所有者等と、当該空家等が管理不全な状態にあることにより害を被る者(害を被るおそれのある者を含む。)との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第25条 第11条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した所有者等は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年 月 日から施行する。

# 産業建設常任委員会

## 亀岡運動公園プールの 釣り針による事故について

令和6年8月6日（火）

まちづくり推進部 都市整備課

## 亀岡運動公園プールの釣り針による事故について

都市整備課

令和6年7月30日(火)午後2時頃、亀岡運動公園プール(指定管理者:亀岡市パークcommons)で釣り針が発見されました。なお、変形プールエリアで遊んでいた8歳の男の子が軽傷を負いました。



●原因

今回見つかった釣り針は、プール閉園期間にニジマスを放流し、釣り堀として営業していた時に使用していたものとみられ、プール開園前に点検作業を実施したものの発見できずに残っていたものと思われます。

●対応

7月31日(水)及び8月1日(木)の二日間において、変形(幼児)プール、造波プール、流水プール、スポーツプールの園内すべてのプールの水を抜き、プール槽底部、排水柵、プール周辺排水溝、プールサイドの目視確認のうえ、手作業やマグネットローラーによる釣り針除去作業を実施しました。(延べ47名、マグネットローラー5台、ハンドマグネット2台)

また、各プールの排水管や流水プールの起流ポンプ配管は、管内カメラによる点検を実施。点検の結果、合計29本(児童が怪我した釣り針含む。)の釣り針を確認し、除去しました。



●現在の状況

令和6年8月3日(土)午前10時から営業を再開しています。

●参考

(これまでのプールの入場者数)

○7月20日(土) 636人

○7月21日(日)1,723人

○7月22日(月) 531人

○7月23日(火) 901人

○7月24日(水) 419人

○7月25日(木) 772人

○7月26日(金) 709人

○7月27日(土) 950人

○7月28日(日)1,986人

○7月29日(月)1,187人

○7月30日(火) 949人 ※事故発生日